

平成 25 年度定期監査(6)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査(6)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、福沢剛監査委員および内田ひろのり監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、政務活動費(政務調査費)の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 25 年 10 月 16 日から同年 11 月 8 日までの間において実日数 14 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔区民部〕ICT 利用による公金納付方法の拡充策について

イ〔産業経済部〕農作業ヘルパー・援農ボランティアについて

(4) 監査対象部課

ア 区民生活事業本部区民部

(ア) 経営課

(イ) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所 4 か所

練馬、光が丘、石神井、大泉

・出張所 13 か所

桜台、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、
関、上石神井、大泉西、大泉北

(ウ) 区民サービス担当課

(エ) 税務課

(オ) 収納課

(カ) 国保年金課

イ 区民生活事業本部産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 都市農業課

(ウ) 商工観光課

ウ 区民生活事業本部地域文化部

(ア) 地域振興課（以下の施設を含む。）

・地区区民館 5 館

桜台、北町、東大泉、西大泉、春日町南

・地域集会所 13 か所

大泉学園町、三原台、北町、大泉北、旭町、田柄、南大泉、上
石神井区民、土支田中央、東大泉中央、早宮、桜台、春日町

・学童クラブ 2 か所

桜台地区区民館、東大泉地区区民館

(イ) 文化・生涯学習課（以下の施設を含む。）

・生涯学習センター、美術館

- (ウ) スポーツ振興課
- エ 農業委員会事務局
- オ 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
- (ア) 総務部総務課
- (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所
- カ 議会事務局

- 2 監査の結果
適正に行われていた。